

秋田県総合教育センター、自治研修所及び天王みどり学園  
自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1 適用

この仕様書は、秋田県総合教育センター、自治研修所及び天王みどり学園における自家用電気工作物保安管理業務委託（以下「業務」という。）について定める。

2 業務履行場所

秋田県総合教育センター、自治研修所及び天王みどり学園自家用電気工作物施設  
潟上市天王字追分西29番地の76

3 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 電気工作物の容量等

高圧需要設備

- (1) 設備容量 1, 775 kVA
- (2) 受電電圧 6, 600 V
- (3) 最大出力 815 kW

非常用予備発電装置

- (1) 設備容量 秋田県総合教育センター 180 kVA 天王みどり学園 60 kVA
- (2) 受電電圧 200 V
- (3) 最大出力 秋田県総合教育センター 144 kW 天王みどり学園 48 kW

太陽光発電所

- (1) 出力 20 kW (10 kWパワーコン×2台)
- (2) 発電電圧 210 V
- (3) 種類 太陽電池

低圧絶縁監視装置

秋田県総合教育センター 1基 天王みどり学園 1基

5 保安管理業務の内容

保安管理業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 電気管理技術者は保安管理業務を自ら実施するものとする。ただし、次の(イ)から(ニ)まで掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者により確認されているものに係る保安管理業務についてはこの限りでない。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- (a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。
  - (b) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。
  - (c) 労働安全衛生法、（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。
  - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）。
  - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）。
- (ロ) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の(a)から(e)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
- (a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
  - (b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
  - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
  - (d) 機密管理のため、制限される場所（独居房等）
  - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (2) 電気工作物の設置または変更の工事について、設計の審査、工事の監督及び竣工検査を行い、または竣工検査に立会い、必要な指示または助言を行うものとする。
- (3) 電気工作物の工事、維持及び運用が適正に行われるよう指導及び協議を行うとともに、当該電気工作物の巡視、点検、試験等を第3条第1項(1)イからハの項目ごとに行うほか、甲及びその従業者に日常巡視等において、異常等がなかったか否かの問診を行い、その結果から電気設備技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。
- (4) 当該電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次のイからニまでに掲げる処置を行うものとする。
- (イ) 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示。
  - (ロ) 事故・故障の状況に応じた臨時点検。
  - (ハ) 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言。
  - (ニ) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示。
- (5) 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次のイ及びロに掲げる処置を行うものとする。

- (イ) 警報発生時の原因調査及びその適切な措置。
- (ロ) 警報発生時の受信記録の保存（3年間）
- (6) 法令に定める官庁検査に立会うものとする。

## 6 保安管理業務の処理方法等

保安管理業務を別表「巡視、点検、測定及び試験の基準」により、次のとおり行うものとする。

### (1) 定期点検

- (イ) 月次点検（主として設備が運転中の状態において点検することをいう。）

2か月に1回 実施

ただし、太陽光発電設備は、6か月に1回 実施

- (ロ) 年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。）

年に1回 実施

### (2) 臨時点検

- (イ) 臨時点検（事故発生時、又は発注者の要請により行う点検をいう。）

必要の都度 実施

- (ロ) 工事期間中の点検（設置、改造等において施工状況及び技術基準への適合状況を確認する点検をいう。）

毎週1回以上 実施

- ・ 工事監督は毎週1回以上行うものとする。
- ・ 竣工検査、官庁検査の立ち会い、事故・故障発生時の応急措置の指導及び臨時点検は、必要の都度行うものとする。

- (3) 受注者が病気その他やむを得ない事由によりその職務を執ることができないときは、他の電気管理技術者が代行者としてその任に当たるものとする。

- (4) 保安管理業務の処理に使用する機器等は、受注者の負担とする。

- (5) 受注者は、保安管理業務が完了したときは速やかに保安管理業務完了届を提出するものとする。

## 7 発注者受注者相互の協力

次の場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 発注者が電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合及び工事が完成した場合に竣工検査を行うとき。

- (2) 主務官庁が法令に基づいて検査を行う場合。

- (3) 発注者が平常時及び事故その他の異常時における運転操作、体制整備等について定める場合。

- (4) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な事項を教育し、または演習訓練を行う場合。

- (5) 発注者が責任分界または需要設備構内を変更する場合。

- (6) その他必要な場合。

## 8 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。

## 9 連絡責任者の選任

発注者は、保安全管理業務について受注者と連絡する者（以下「連絡責任者」という）を予め指名しておくものとする。（設備容量が6,000kVA以上の需要設備にあっては電気事業法第43条第2項（1）②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）

## 10 低圧絶縁監視装置の設置及び運用

- （1）受注者は、発注者の事業場構内に低圧電路の絶縁状態を監視し自動で通報する装置（自動通報方式）及び付帯装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を設置するものとする。
- （2）発注者は、低圧絶縁監視装置を設置する場所を提供するものとし、設置した低圧絶縁監視装置は受注者に無断で移設、取り外し及び修理等を行わないものとする。
- （3）受注者は、低圧絶縁監視装置の所有権を有し、その設置工事に要する費用を原則として負担するものとする。
- （4）受注者は、低圧絶縁監視装置が常に正常に稼働するようメンテナンスを行うものとする。
- （5）受注者は、低圧絶縁監視装置の警報を通信回線により、受注者の事業所等で自動受信するものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。
- （6）受注者は、前（5）の通信のために、発注者の電話回線を利用することができるものとし、この場合の通信料は受注者が負担するものとする。
- （7）受注者は、低圧絶縁監視装置の運用を取りやめる場合若しくは契約が消滅、解除又は失効した場合は、低圧絶縁監視装置を取り外すものとする。ただし、発注者と受注者の協議の結果、低圧絶縁監視装置を取り外さない場合にあつては、その所有権を発注者に帰属するものとする。

## 11 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- （1）業務計画書（年間計画） 契約締結後速やかに提出すること。
- （2）点検報告書 作業実施後速やかに提出すること。
  - ・月次点検（2か月に1回実施）報告以外に、低圧絶縁監視装置による監視結果を一月単位で取りまとめ報告すること。
  - ・各点検により緊急を要するときは、その都度速やかに報告すること。
- （3）委託業務完了通知書 業務委託契約書第21条及び第22条に定める期限。

## 12 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

## 別表 巡視、点検、測定及び試験の基準

対象設備		項目	月次点検 周期：隔月	年次点検 周期：毎年	測定・試験	
					項目	周期
引込設備	区分開閉器 引込線 支持物 ケーブル等	異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 標識、保護柵の状況ヘッド、接続函、分岐函等接続部の過熱、損傷、腐食、布設部の無断掘削	電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食 ケーブル腐食、亀裂、損傷 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験	毎年 毎年 毎年	
受電設備	断路器 電力用ヒューズ 遮断器 高圧負荷開閉器 変圧器 コンデンサ及びリアクトル 避雷器 計器用変成器 母線等	異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 受と刃の過熱、変色、汚損、異物付着 外部の損傷、碍子、油漏れ、汚損、振動、音響、温度、ふくらみ、取付け状態 ヒューズの異常、その他の必要事項 計器の指示、異常、表示灯の異常、操作、切替開閉器などの異常その他必要事項	受と刃の接触、ゆるみ、荒れ具合、振止め装置の機能 操作具合、機構点検、付属装置の状態 油量、油の汚れ、必要によりその特性調査 外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常の有無 裏面配線の塵埃、汚損、ゆるみ、断線の有無 碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみの有無 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 保護継電器と遮断器の連動試験 電圧、負荷電流測定 B種接地線の漏れ電流測定	毎年 毎年 毎年 毎年 隔月 隔月	
受配電盤	断路器 遮断器 開閉器類 配電用変圧器 電線及び支持物 ケーブル等	受電設備に同じ	受電設備に同じ	受電設備に同じ	毎年	
接地工事	接地線 保護管等	異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	腐食、断線、外れ、ゆるみの有無 その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年	

項目 対象設備		月次点検 周期：隔月	年次点検 周期：毎年	測定試験	
				項目	周期
構 造 物	受電室建物	異音、異臭、損傷汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入 小動物侵入の有無、据付状態	消火設備の状態、標識、表示の状態 その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年
	キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等				
	配電設備				
非 常 用 予 備 発 電 設 備	原動機	異音、異臭、損傷汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 燃料、潤滑油の油漏れ、冷却水の量、漏れ 機関の始動、停止、音響、回転、過熱、異臭、給油状況等	接続部のゆるみ 整流子、刷子、集電環等の点検 自動起動、自動停止の確認 発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)測定 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
	発電機			接地抵抗測定	毎年
	始動装置等			シーケンス試験	毎年
蓄 電 池 設 備	操作用	異音、異臭、損傷汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 液面、沈殿物、色相、極板変色 変形、隔離板、端子、ゆるみ、損傷	架台の腐食、損傷 端子のゆるみ、腐食、損傷 耐酸塗料の剥離、床面の腐食、損傷 充電装置の動作状況 触媒栓の有効期限切れ その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
	非常用			接地抵抗測定	毎年
				セル電圧測定	毎年
負 荷 設 備	配線	異音、異臭、損傷、不点汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 開閉器等の湿気、塵埃等の有無	各部の変形、損傷、加熱物との離隔状況 開閉器、器具の接続状態 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
	配線器具			接地抵抗測定	毎年
	低圧機器等				

項目 対象設備		月次点検 周期：6ヶ月	年次点検 周期：毎年	測定試験	
				項目	周期
太陽電池発電設備	太陽電池アレイ (本体)	表面の汚れ、破損、架台の腐食、発錆、配線の損傷、ゆるみ	月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年
	接続箱 (本体)	腐食、発錆、配線の損傷	月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年
	パワーコンディショナー (本体)	腐食、発錆、損傷、異音、異臭、換気口フィルターの目詰まり	表示部の動作確認	接地抵抗測定	毎年
	系統連係保護装置		単独運転検出機能の確認	保護継電器の動作特性試験	毎年
	発電状況 (指示計器)		異音、異臭、指示状態		